

南丹市原子力災害 住民避難計画

平成 24 年 3 月

南　　丹　　市

— 目 次 —

I 基本的事項	3
1, 計画の位置付け		
2, 避難に当たっての基本的考え方		
3, 避難計画上の運用の確認		
4, 屋内退避・避難等に関する指標		
II 計画の対象範囲	13
1, 避難計画の対象とする地域		
III 避難に関する情報伝達	18
1, 伝達先		
2, 伝達経路及び手段		
3, 伝達内容		
IV 避難誘導及び住民の輸送	25
1, 緊急集合場所、避難先等		
2, 避難所の設置		
3, 輸送計画及び輸送経路		
4, 避難の誘導確認		
V 災害時要援護者に対する避難支援等	30
1, 在宅の要援護者の避難		
2, 在宅の要援護者の状況		
3, 外国人に対する避難支援		
4, 災害時要援護者施設の避難体制		

VI	避難計画上の保育、教育施設	34
1 ,	保育施設		
2 ,	教育施設		
3 ,	学校等関係者の対応		
VII	仮設住宅建設候補地	36
VIII	医療体制の確保	37
1 ,	初期被ばく医療		
2 ,	救護所の開設		
3 ,	スクリーニングの実施		
IX	住民避難誘導体制	38
X	資料編	41

I 基本的事項

1. 本計画の位置付け

平成23年5月、京都府において「原子力発電所防災対策暫定計画（高浜及び大飯発電所編）」が策定され、国の大飯発電所防災指針の改定に先駆け、京都府内において「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（E P Z）」が概ね半径20kmの範囲とされた。

こうした中、同年11月、国の原子力安全委員会において、現行のE P Zに替わる新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」の考え方、「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）」、「緊急時予防措置を準備する区域（U P Z）」の報告があったところである。

以上のことから、南丹市においては、国の大飯発電所防災指針が出されるまでの間、暫定的な措置として、京都府との連携・調整をしながら、住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

2. 避難に当たっての基本的な考え方

- (1) 高浜発電所及び大飯発電所から半径30km圏内の全住民を重複なく、それぞれいずれかの施設に収容できるように指定する。
- (2) いずれの住民も、高浜発電所及び大飯発電所から遠ざかる方向に移動するように配慮する。
- (3) 住民に対する避難先での行政サービスの提供を考慮し、南丹市内施設等への避難を基本とする。
- (4) 実際の運用に当たっては、原子力発電所における事故等の状況に応じ、SPEEDIネットワークシステム情報により、本計画を柔軟に応用して対応する。

3. 避難計画の運用上の確認

原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国、関西電力㈱、京都府等とそれぞれ協議の上、必要に応じた段階的な避難体制により、市民に混乱が生じないよう配慮する。

注) 段階的な避難体制とは・・・

- A 原子力発電所での事故の連絡があれば、放射線環境モニタリングの実施。一定レベル（防護対策指標）を超える恐れがあるときは、屋内退避を指示。
- B 屋内退避後2～3日程度しても、事故の終息をみない場合は、放射性物質の放出量、気象条件、モニタリング結果を考慮し、概ね20km圏域の住民避難を実施。
- C その後、事故の状況により概ね30km圏域の住民避難体制をとる。

4. 屋内退避・避難等に関する指標

(1) 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合

○表1の指標により退避等を実施

○予測線量が表2の指標に該当する場合は、国及び京都府や専門家等と協議して退避等の実施準備を開始し、退避等が必要となった場合は退避等の勧告等必要な応急対策を実施

(2) 原子力緊急事態宣言が発出された場合

○表2の指標により退避等の初期活動を実施

表1 屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：ミリシーベルト）		防護対策の内容
外部被ばくによる 実効線量	内部被ばくによる等 価線量 ・放射性ヨウ素による 小児甲状腺の等価線 量 ・ウランによる骨表面 又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる 骨表面又は肺の等価 線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又 はガンマ線の放出に対しては、指示があれ ば、コンクリート建屋の屋内に退避するか、 又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内 に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1 予測線量は、府災害対策本部等において算出され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をするものとする。

表2 京都府における原子力災害時の退避・避難のための初期活動開始指標

予測線量（単位；ミリシーベルト）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
<第1 レベル>		住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
5～10	50～100	
<第2 レベル>		住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
10～50	100～500	
<第3 レベル>		住民は、指示に従い、予測線量が第1 レベルに達しない場所まで避難すること。
50以上	500以上	

注) 外部被ばくによる実効線量及び放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をするものとする。

さらに当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国から示された、計画的避難区域の設定の暫定的な目安 $20 \text{ mSv}/\text{年}$ 、及び幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に、利用時間の制限を加えるべき目安 $3.8 \mu \text{Sv}/\text{時}$ ($20 \text{ mSv}/\text{年}$ に相当) にも準拠し、適切に対応する。

《参考資料》

【資料1 「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定について】

- ・平成23年4月22日付け首相官邸広報資料
- ・平成23年4月10日付け原子力災害対策本部長あて原子力安全委員会意見書

【資料2 福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について】

(平成23年4月19日付け文部科学省通知)

【資料 1】

「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定について

(平成 23 年 4 月 22 日付け首相官邸広報資料)

平成 23 年 4 月 22 日

1. 「計画的避難区域」の設定

- (1) 福島第一原子力発電所から半径 20 km 以遠の周辺地域において、気象条件や地理的条件により、同発電所から放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域が出ています。これらの地域に居住し続けた場合には、積算線量がさらに高水準になるおそれがあります。
- (2) このため、国際放射線防護委員会 (ICRP) と国際原子力機関 (IAEA) の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値 (年間 20 ~ 100 ミリシーベルト) を考慮して、事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」に設定しました。
- (3) 「計画的避難区域」の住民等の方には大変なご苦労をおかけすることになりますが、別の場所に計画的に避難してもらうことが求められます。計画的避難は、概ね 1 ヶ月を目途に実行されることが望まれます。その際、当該自治体、県及び国の密接な連携の下に行われるものとなります。

2. 「緊急時避難準備区域」の設定

- (1) 同発電所の事故の状況がまだ安定していないため、これまで「屋内退避地域」に設定されていた半径 20 km から 30 km の区域の大部分は、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあります。
- (2) このように、同発電所の事故の状況がまだ安定せず緊急に対応することが求められる可能性があり得ることや屋内退避の現況を踏まえ、原則として、これまでの「屋内退避区域」で上記 1. の「計画的避難区域」に該当する区域以外の区域を「緊急時避難準備区域」に設定しました。
- (3) この区域の方には、常に緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておいていただくことが必要です。
- (4) 「緊急時避難準備区域」においては、引き続き自主的避難をすることが求められます。特に、子供、妊婦、要介護者、入院患者の方などは、この区域に入らないようにすることが引き続き求められます。ご苦労をおかけいたしますが、ご協力のほどお願いいたします。なお、この区域内では、保育所、幼稚園や小中学校及び高校は休園、休校されることになります。
- (5) 勤務等のやむを得ない用務等を果たすために同区域内に入ることは妨げられませんが、その場合も常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められます。
- (6) 「緊急時避難準備区域」における対応については、当該自治体、県及び国の密接な連携の下に行われるものとします。

3. 「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定の見直し

- (1) 「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定のあり方については、同発電所からの放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で見直しを行うこととしています。
- (2) なお、それまでの間、さらに当該区域の環境モニタリングを強化して、関係するデータを集約・分析して、見直しの検討に資するものとしています。

「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定について
(平成23年4月10日付け原子力災害対策本部長あて原子力安全委員会意見書)

平成23年4月10日

原子力災害対策本部長 殿

原子力安全委員会

平成23年4月10日付で原子力災害対策特別措置法

第20条第5項に基づいて意見を求められた件について、

同項の規定に基づき別添の通り意見を述べます。

(別添)

「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」
の設定について

1. 「計画的避難区域」の設定

- (1) 福島第一原子力発電所から半径20km以遠の周辺地域において、気象条件や地理的条件により、同発電所から放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域が出ている。これらの地域に居住し続けた場合には、積算線量がさらに高水準になるおそれがある。
- (2) このため、国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（年間20～100ミリシーベルト）を考慮して、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」とすることを提案する。
- (3) 「計画的避難区域」の住民等の方には別の場所に計画的に避難してもらうことが求められる。

2. 「緊急時避難準備区域」の設定

- (1) 同発電所の事故の状況がまだ安定していないため、現在、「屋内退避区域」となっている半径20kmから30kmの区域については、今後なお、緊急時に屋内退避や退避の対応が求められる可能性が否定できない状況にある。
- (2) このように、同発電所の事故の状況がまだ安定せず緊急に対応することが求められる可能性があり得ることや屋内退避の状況を踏まえ、現在の「屋内退避区域」で上記1. の「計画的避難区域」に該当する区域以外の区域を「緊急時避難準備区域」とすることを提案する。

- (3) この区域の方には、常に緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておいていただくことが必要である。
- (4) 「緊急時避難準備区域」においては、引き続き自主的避難をすることが求められる。特に、子供、妊婦、要介護者、入院患者の方などは、この区域に入らないようにすることが強く求められる。
- (5) 職務等のやむを得ない用務等を果たすために同区域内に入ることは妨げられないが、その場合も常に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められる。

3. 「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定の見直し

- (1) 「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定のあり方については、同発電所からの放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で見直しを行うことが適当である。
- (2) なお、それまでの間、さらに当該区域の環境モニタリングを強化して、関係するデータを集約・分析して、見直しの検討に資するようにする必要である。

【資料 2】

福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について

23 文科ス第 134 号

平成 23 年 4 月 19 日

福島県教育委員会

福島県知事

福島県内に附属学校を置く国立大学法人の長 殿

福島県内に小中高等学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項

の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長 板東久美子

初等中等教育局長 山中伸一

科学技術・学術政策局長 合田隆史

スポーツ・青少年局長 布村幸彦

福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）

去る 4 月 8 日に結果が取りまとめられた福島県による環境放射線モニタリングの結果及び 4 月 14 日に文部科学省が実施した再調査の結果について、原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方（以下、「暫定的考え方」という。）を下記のとおり取りまとめました。

については、学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を指す。以下同じ。）の校舎・校庭等の利用に当たり、下記の点に御留意いただくとともに、所管の学校及び域内の市町村教育委員会並びに所轄の私立学校に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただき、必要な指導・支援をお願いします。

記

1. 学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安について

学校の校舎、校庭、園舎及び園庭（以下、「校舎・校庭等」という。）の利用の判断について、現在、避難区域と設定されている区域、これから計画的避難区域や緊急時避難準備区域に設定される区域を除く地域の環境においては、次のように国際的基準を考慮した対応をすることが適当である。

国際放射線防護委員会（ICRP）の Publication109（緊急時被ばくの状況における公衆の防護のための助言）によれば、事故継続等の緊急時の状況における基準である 20～100mSv/年を

適用する地域と、事故収束後の基準である 1~20mSv/年を適用する地域の併存を認めている。また、ICRP は、2007 年勧告を踏まえ、本年 3 月 21 日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル（※1）として、1~20mSv/年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を出している。

このようなことから、幼児、児童及び生徒（以下、「児童生徒等」という。）が学校に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの 1~20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる。

※1 「参考レベル」：これを上回る線量を受けることは不適切と判断されるが、合理的に達成できる範囲で、線量の低減を図ることとされているレベル。

また、児童生徒等の受ける線量を考慮する上で、16 時間の屋内（木造）、8 時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、20mSv/年に到達する空間線量率は、屋外 3. 8 μ Sv/時間、屋内（木造）1. 52 μ Sv/時間である。したがって、これを下回る学校では、児童生徒等が平常どおりの活動によって受ける線量が 20mSv/年を超えることはないと考えられる。さらに、学校での生活は校舎・園舎内で過ごす割合が相当を占めるため、学校の校庭・園庭において 3. 8 μ Sv/時間以上を示した場合においても、校舎・園舎内での活動を中心とする生活を確保することなどにより、児童生徒等の受ける線量が 20mSv/年を超えることはないと考えられる。

2. 福島県における学校を対象とした環境放射線モニタリングの結果について

(1) 文部科学省による再調査により、校庭・園庭で 3. 8 μ Sv/時間（幼稚園、小学校、特別支援学校については 50cm 高さ、中学校については 1m 高さの数値：以下同じ）以上の空間線量率が測定された学校については、別添に示す生活上の留意事項に配慮するとともに、当面、校庭・園庭での活動を 1 日あたり 1 時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。

なお、これらの学校については、4 月 14 日に実施した再調査と同じ条件で国により再度の調査をおおむね 1 週間毎に行い、空間線量率が 3. 8 μ Sv/時間を下回り、また、翌日以降、再度調査して 3. 8 μ Sv/時間を下回る値が測定された場合には、空間線量率の十分な低下が確認されたものとして、(2) と同様に扱うこととする。さらに、校庭・園庭の空間線量率の低下の傾向が見られない学校については、国により校庭・園庭の土壤について調査を実施することも検討する。

(2) 文部科学省による再調査により校庭・園庭で 3. 8 μ Sv/時間未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えない。

(3) (1) 及び (2) の学校については、児童生徒等の受ける線量が継続的に低く抑えられているかを確認するため、今後、国において福島県と連携し、継続的なモニタリングを実施する。

3. 留意点

(1) この「暫定的考え方」は、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、平成 23 年 4 月以降、夏季休業終了（おおむね 8 月下旬）までの期間を対象とした暫定的なものとする。

今後、事態の変化により、本「暫定的考え方」の内容の変更や措置の追加を行うことがある。

(2) 避難区域並びに今後設定される予定の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する学校については、校舎・校庭等の利用は行わないこととされている。

(3) 高等学校及び専修学校・各種学校についても、この「暫定的考え方」の 2. (1)、(2) を参考に配慮されることが望ましい。

(4) 原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解は文部科学省のウェブサイトで確認できる。

別添

児童生徒等が受ける線量ができるだけ低く抑えるために取り得る学校における生活上の留意事項

以下の事項は、これらが遵守されないと健康が守られないということではなく、可能な範囲で児童生徒等が受ける線量ができるだけ低く抑えるためのものである。

- 1 校庭・園庭等の屋外での活動後等には、手や顔を洗い、うがいをする。
- 2 土や砂を口に入れないように注意する（特に乳幼児は、保育所や幼稚園において砂場の利用を控えるなど注意が必要。）。
- 3 土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。
- 4 登校・登園時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
- 5 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。

II 計画の対象範囲

1. 避難計画の対象とする地域

南丹市は、高浜、大飯の各原子力発電所から約15kmの距離に位置し、国の原子力安全委員会が提唱したUPZ圏域内（原発からの半径30km）に市域の一部がその対象圏となる。

のことから、原子力発電所で発生した事故等有事の際には、国、事業者（関西電力㈱）、京都府等との協議により、災害対策基本法に基づき、市長は必要に応じて、次の区域を対象に避難指示を発令する。

（1）避難計画の対象とする範囲

【※世帯数、人口はH23.3月末現在の住民基本台帳による】

	高浜発電所 避難対象	大飯発電所 避難対象
集落数	57地区	39地区
人口	4,620人	2,555人
世帯数	1,897世帯	1,029世帯
避難対象 地域	美山町全域	美山町鶴ヶ岡地域全 域 美山町知井地域全 域 美山町平屋地域全 域
原子力発電所から 30km圏市域面積	236.51km ²	234.70km ²

※注) 地域防災計画のUPZ(防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)区域より、拡大させて避難対象の範囲を設定している。

（2）避難等の実施

住民避難の実施に際しては、「避難計画運用上の確認」に記載しているとおり、原子力発電所の事故の規模等に応じて、放射線モニタリング、SPEEDIネットワークシステム等のデータ結果を踏まえ、国や京都府、関西電力㈱などと協議し、時間的な進展を考慮し、屋内退避、避難の対象となる区域を定める。

概ねの対応方針は別表のとおりとする。

(別表)

	想定される状況	対 応	対象地域	
			高浜発電所	大飯発電所
第一段階 (フェーズ5)	○原子力発電所での事故通報 【原災法第10条通報】	●情報収集 ●モニタリングの実施 ●SPEEDIデータの入手 ●オフサイトセンターへ派遣 ●警戒広報 ●防護対策（屋内退避、避難）検討	情報収集等により、警戒すべき地域を中心に美山町全域に広報する。	
第二段階 (フェーズ6)	○放射線放出量が一定レベルを超える事態の場合 ○国「原子力緊急事態宣言」発出 【原災法第15条通報】	●情報収集 ●モニタリングの実施 ●屋内退避指示 ●避難所開設準備	モニタリング結果等により、屋内退避指示の対象地域を決定	
第三段階 (フェーズ7)	○原子力発電所事故後2～3日経過後、放射線放出量が増大し、事故の終息をみない場合	●情報収集 ●モニタリングの実施 ●概ね20km地域の避難指示の検討 ●避難所、救護所の開設 ●スクリーニングの実施	【第一次避難体制】 △対象地域 美山町 福居地域 豊郷地域 盛郷地域	【第一次避難体制】 △対象地域 美山町 山森、熊壁、林、知見
第四段階 (フェーズ7)	○原子力発電所の事故終息がかなりの期間を要し、放射線放出量がより増大されると判断される場合	●情報収集 ●モニタリングの実施 ●概ね30km地域の避難指示の検討 ●避難所、救護所の開設 ●スクリーニングの実施	【第二次避難体制】 △対象地域 美山町全城	【第二次避難体制】 △対象地域 美山町鶴ヶ岡地域 知井地域 平屋地域

【参考－1】

■原子力発電所防災対策の第一次避難対象地域

○高浜発電所 第一次避難体制

地域名	世帯数	人口(人)	備考
美山町福居地域、盛郷地域、 豊郷地域	172	390	

○大飯発電所 第一次避難体制

地域名	世帯数	人口(人)	備考
美山町山森、熊壁、林、知見	70	143	

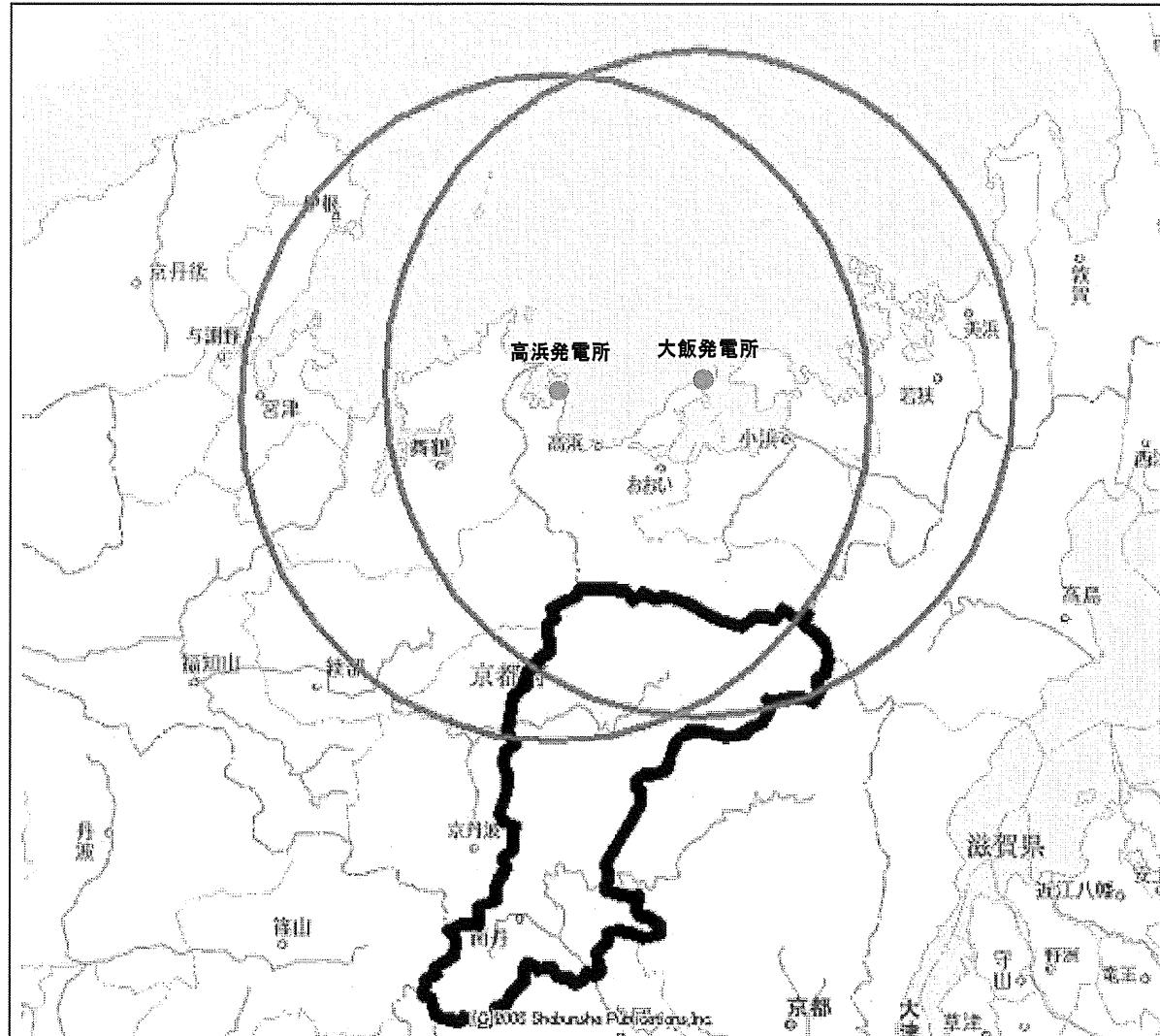
内訳は下表のとおり

<第一次避難対象地域>

No	地域名	世帯数	人口	うち要援護者		対象発電所	
				世帯数	人口	高浜	大飯
1	福居(山森)	11	26	6	9	○	○
2	福居(熊壁)	15	28	8	10	○	○
3	福居(脇)	11	24	5	5	○	—
4	福居(庄田)	10	17	5	6	○	—
5	盛郷(林)	12	28	4	4	○	○
6	盛郷(上吉田)	15	36	8	9	○	—
7	盛郷(田土)	20	55	8	14	○	—
8	豊郷(洞)	29	65	11	12	○	—
9	豊郷(名島)	13	30	4	6	○	—
10	豊郷(神谷)	17	36	9	11	○	—
11	豊郷(松尾)	19	45	11	20	○	—
12	知見	32	61	18	20	—	○
	合計	204	451	97	126		

【参考 - 2】

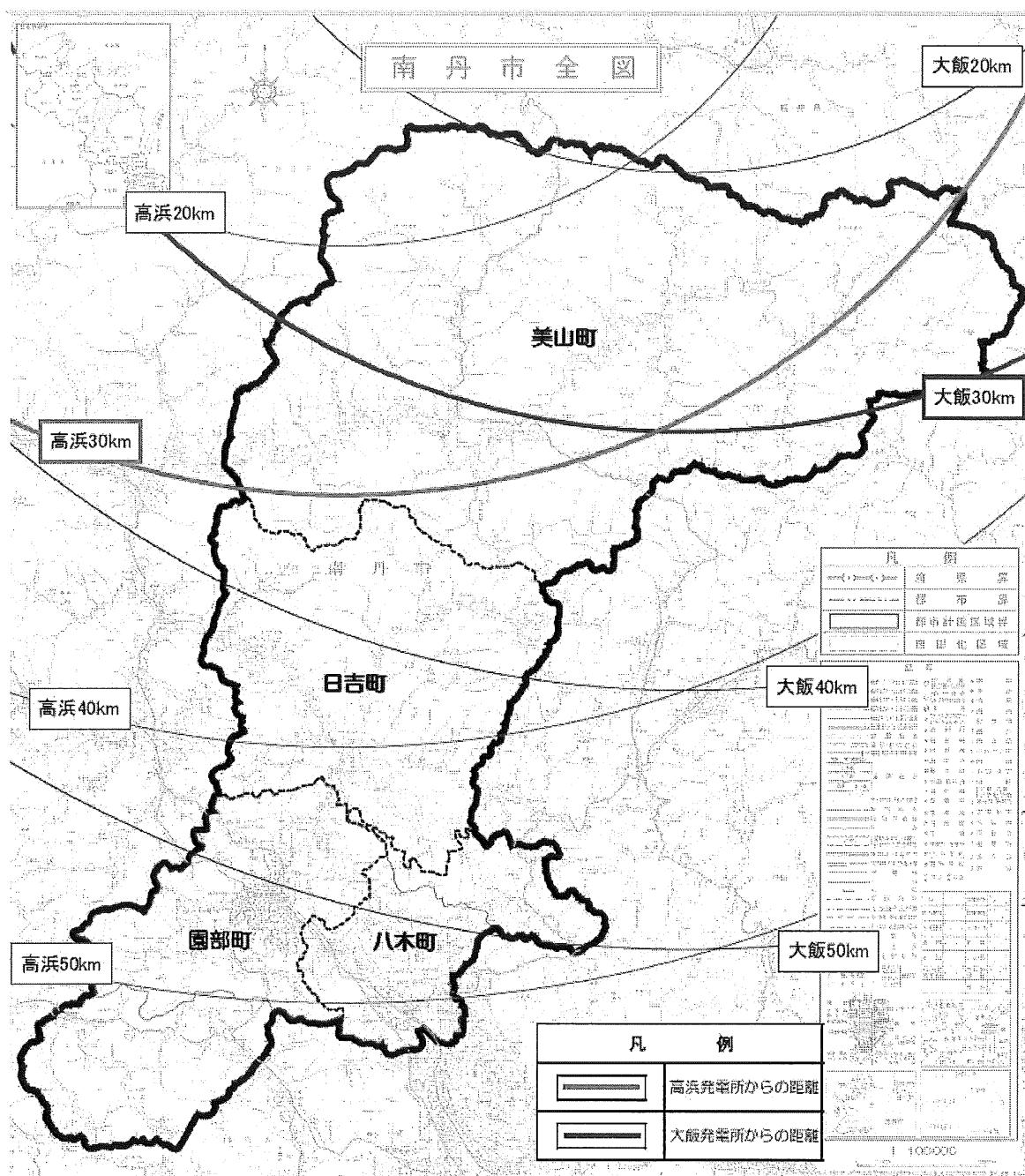
高浜発電所及び大飯発電所と南丹市の位置



※朱線の円は、高浜、大飯各発電所から30km圏域を示す。

【参考－3】

高浜発電所及び大飯発電所から南丹市域の距離



III 避難に関する情報伝達

1. 伝達先

確認欄	地域名	連絡先	電話番号	携帯電話番号	原子力発電所から 30km 圏域対象地域	
					高浜	大飯
	鶴ヶ岡	振興会長 当該年度の区長又は災害連絡担当者			対象	対象
	福居（山森）				対象	対象
	福居（熊壁）				対象	対象
	福居（脇）				対象	対象
	福居（庄田）				対象	対象
	盛郷（林）				対象	対象
	盛郷（上吉田）				対象	対象
	盛郷（田土）				対象	対象
	豊郷（洞）				対象	対象
	豊郷（名島）				対象	対象
	豊郷（神谷）				対象	対象
	豊郷（松尾）				対象	対象
	鶴ヶ岡（舟津）				対象	対象
	鶴ヶ岡（殿）				対象	対象
	鶴ヶ岡（川合）				対象	対象
	鶴ヶ岡（棚）				対象	対象
	高野（砂木）				対象	対象
	高野（柄原）				対象	対象
	高野（今宮）				対象	対象
	知井	振興会長 当該年度の区長			対象	対象
	南				対象	対象
	北				対象	対象
	中				対象	対象
	河内谷				対象	対象
	下				対象	対象
	知見				対象	対象
	江和				対象	対象
	田歌				対象	対象
	芦生				対象	対象
	白石				外	対象
	佐々里				外	対象

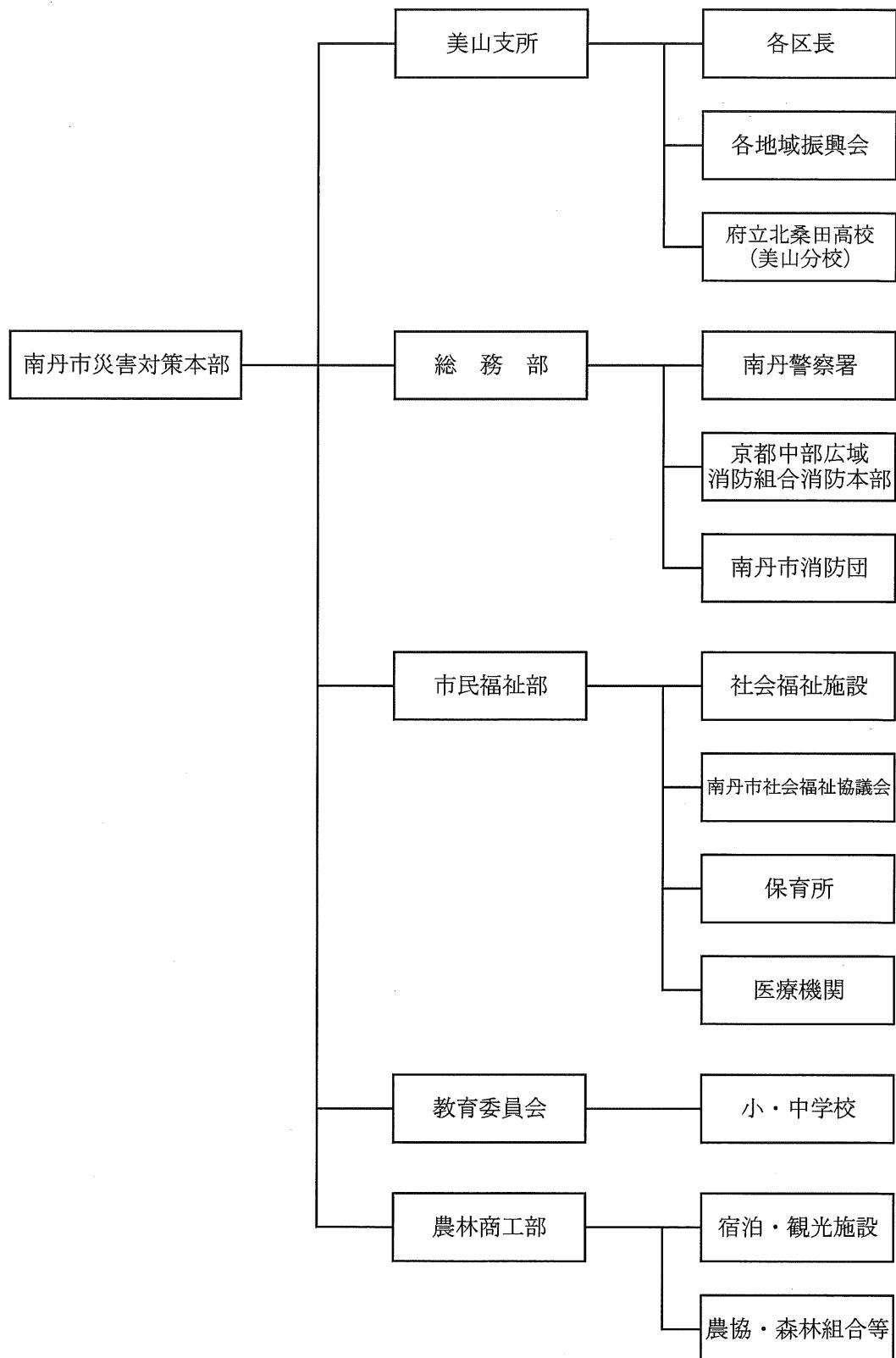
確認欄	地域名	連絡先	電話番号	携帯電話番号	原子力発電所から 30km 圏域対象地域	
					高浜	大飯
	平屋	振興会長 当該年度の区長			対象	対象
	内久保				対象	対象
	大内				対象	対象
	荒倉				対象	対象
	深見				対象	外
	長尾				対象	外
	野添				対象	対象
	安掛				対象	対象
	上平屋				対象	対象
	下平屋				対象	外
	又林				対象	外
	大野	振興会長 当該年度の区長			対象	外
	萱野				対象	外
	大野				対象	外
	川谷				対象	外
	岩江戸				対象	外
	肱谷				対象	外
	小渕				対象	外
	向山				対象	外
	樺原				対象	外
	音海				対象	外
	宮島	振興会長 当該年度の区長			対象	外
	原				外	外
	板橋				外	外
	宮脇				対象	外
	下吉田				対象	外
	島				対象	外
	長谷				対象	外
	上司				対象	外
	和泉				対象	外
	静原				対象	外

※年度ごとの役員交代時に連絡先を確認する。

2. 伝達及び手段

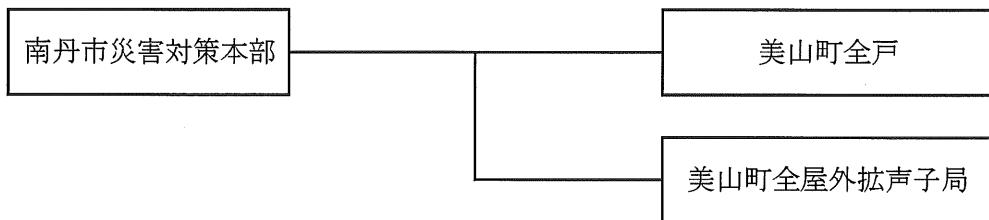
(1) 加入電話又は携帯電話による連絡系統図

避難計画に応じて、各部署から各区長、関係機関等へ連絡する。



(2) 有線テレビ、防災行政無線（同報系）による連絡系統図

◇防災行政無線



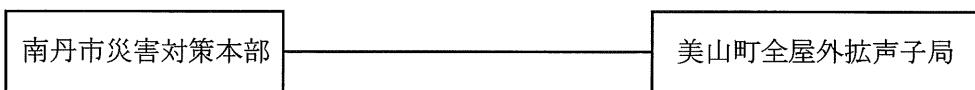
◇ケーブルテレビ



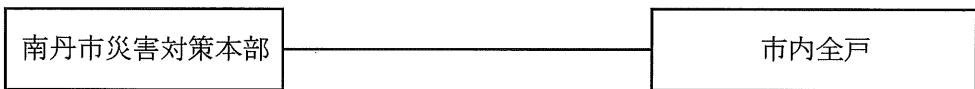
(3) 事業所・観光客等への情報伝達

美山町内の事業所や観光客等来街者に対しては、以下の連絡網により、速やかな帰宅を指示する。

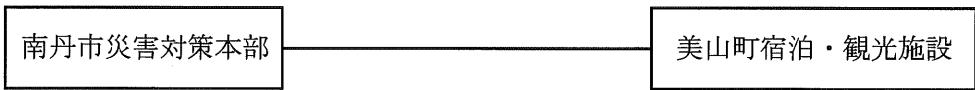
◇防災行政無線



◇ケーブルテレビ



◇電話連絡



◇広報車巡回



3. 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までの有線放送（防災行政無線（同報系）、ケーブルテレビ等）による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地巡回広報はこの例文に準じる。

（1）警戒広報

こちらは、南丹市です。

（本部設置後：南丹市災害対策本部からのお知らせです。）

原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

○○地区、△△地区のみなさんは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから、無用な外出は控え、自宅に留まり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の事業所のみなさんは、従業員の帰宅準備をお願いします。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅準備をお願いします。

その他の区域の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えて今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

こちらは、南丹市でした。

(2) 屋内退避指示時

南丹市災害対策本部からのお知らせです。

[現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万一に備え、] 災害対策本部では、次の区域の皆さんに自宅などに退避していただくことを決定しました。

対象区域は、〇〇地区、××地区です。

対象区域の皆さんには、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

[外から帰ってきた人は顔や手を洗い、うがいをして下さい。]

この区域内の事業所の皆さんには、帰宅又は屋内退避して下さい。

この区域内に滞在している旅行者等は、帰宅してください。

〇〇地区、××地区内の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従って区域外に退出してください。

その他の区域の皆さんには、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、およそ15分毎に防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(以上繰り返し)

こちらは南丹市災害対策本部でした。

※斜体の文は必要により加える。以下同じ。

(3) 避難指示時

南丹市災害対策本部からのお知らせです。

〔現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万一に備えて〕 災害対策本部では、次の区域の皆さんに避難していただくことになりました。

〇〇地区のみなさんは、〇〇時〇〇分までに〇〇集会場に集合してください。

××地区のみなさんは、〇〇時〇〇分までに□□集会場に集合してください。

避難所へはバスで移動します。

火の元や戸締まりなどに気をつけて、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、

〔マスクや上着を着用して〕 班毎に歩いてお集まりください。

避難の際は、避難済み（完了）の目印として玄関に白いタオルを掲示してください。

この地区内に滞在している旅行者等は、帰宅してください。

その他の区域の皆さんには、避難の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、南丹市災害対策本部へご連絡ください。

(以上繰り返し)

こちらは南丹市災害対策本部でした。

IV 避難誘導及び住民の輸送

1. 緊急避難場所・避難先等

住民輸送の手段は、災害対策本部が輸送バスを準備する。

地域名	人口 (人)	緊急集合場所	避難先
福居（山森）	26	山森区公民館	園部北部コミュニティセンター
福居（熊壁）	28	福居公民館	園部木崎町児童老人会館
福居（脇）	24	脇区公民館	園部北部コミュニティセンター
福居（庄田）	17	庄田区公民館	園部北部コミュニティセンター
盛郷（林）	28	惣持院	園部スポーツセンター
盛郷（上吉田）	36	上吉田公民館	園部木崎町児童老人会館
盛郷（田土）	55	田土公民館	園部スポーツセンター
豊郷（洞）	65	洞公民館	園部木崎町児童老人会館
豊郷（名島）	30	豊郷公民館	園部南部コミュニティセンター
豊郷（神谷）	36	神谷集落センター	園部スポーツセンター
豊郷（松尾）	45	松尾集落センター	園部半田文化センター
鶴ヶ岡（舟津）	41	舟津集会所	園部南部コミュニティセンター
鶴ヶ岡（殿）	106	鶴ヶ岡小学校	園部公民館
鶴ヶ岡（川合）	47	川合公民館	園部南部コミュニティセンター
鶴ヶ岡（棚）	63	棚公民館	園部公民館
高野（砂木）	128	砂木集落センター	園部公民館
高野（栢原）	71	栢原集議所	園部仁江文化センター
高野（今官）	25	今官公民館	園部公民館
鶴ヶ岡 計	728		
南	52	南公民館	南丹市国際交流会館
北	106	北集落センター	
中	171	中公民館	
河内谷	38	河内谷公民館	
下	82	下集落センター	
知見	61	知見公民館、西畠集会所	
江和	97	江和集落センター	
田歌	76	田歌集落センター	
芦生	47	芦生公民館	
白石	6	白石	
佐々里	23	佐々里公民館	
知井 計	759		

地域名	人口 (人)	緊急集合場所	避難先
内久保	129	内久保公民館	南丹市国際交流会館
大内	79		
荒倉	39	荒倉集落センター	
深見	37	深見公民館	
長尾	52	長尾集落センター	
野添	102	野添公民館	
安掛	143	安掛集落センター	
上平屋	160	上平屋公民館	園部海洋センター
下平屋	130	下平屋集落センター	
又林	54	又林公民館	
平屋 計	925		
萱野	60	萱野公民館	京都府立口丹波勤労者福祉会館
大野	225	大野公民館	
川谷	95	川谷公民館	
岩江戸	108	岩江戸公民館	
肱谷	68	肱谷公民館	
小渕	199	小渕公民館	
向山	61	向山公民館	
樺原	69	樺原公民館	
音海	14	音海公民館	
大野 計	899		
原	130	原公民館	園部小学校体育館
板橋	122	板橋集落センター	
宮脇	74	宮脇公民館	
下吉田	42	下吉田集落センター	園部第二小学校体育館
島	159	島公民館	
長谷	151	長谷運動公園	
上司	46	上司公民館	
和泉	260	和泉公民館	園部中学校体育館
静原	182	静原公民館	
宮島 計	1,166		
合計	4,620		

【※人口は H23. 3月末現在の住民基本台帳による】

【「避難所」は、必要に応じて適宜見直しを行う】

2. 避難所の設置

避難所名	避難対象地区	収容人数 (人)	避難所 電話番号
園部北部コミュニティセンター	山森、脇、庄田	6 7	62-3229
園部スポーツセンター	林、田土、神谷	1 1 9	62-3229
園部木崎町児童老人会館	熊壁、上吉田、洞	1 2 9	62-2869
園部公民館	殿、棚、砂木、今宮	3 2 2	63-5820
園部南部コミュニティセンター	名島、舟津、川合	1 1 8	62-0982
国際交流会館	知井地域、平屋地域 (上平屋、下平屋、又林を除く)	1, 3 4 0	63-1777
園部海洋センター	上平屋、下平屋、又林	3 4 4	62-4434
園部仁江文化センター	柄原	7 1	62-0633
園部半田文化センター	松尾	4 5	62-0617
京都府立口丹波労働者福祉会館	大野全地域	8 9 9	0771- 42-5484
園部小学校体育館	原、板橋、宮脇	3 2 6	62-0049
園部第二小学校体育館	下吉田、島、長谷、上司	3 9 8	68-2196
園部中学校体育館	和泉、静原	4 4 2	62-0222
合計		4, 6 2 0	
日吉はーとぴあ	【緊急時ストック】	(3 0 0)	72-3220
日吉殿田活力倍増センター	【緊急時ストック】	(9 0)	72-1340
日吉興風体育館	【緊急時ストック】	(1 0 0)	73-0318
日吉山の家	一時滞在者等(緊急時)	(9 0)	72-0510
八木西地区自治振興会館	【緊急時ストック】	(3 0)	0771- 42-4451
八木防災センター	【緊急時ストック】	(4 0)	0771- 42-4980
こむぎ山健康学園	在宅要援護者用として活用	(2 0)	63-5320
八木保健福祉センター		(2 0)	0771- 42-2400
八木老人福祉センター		(5 0)	0771- 42-4680

※ 自家用車での避難者が多数想定されるため、近隣での駐車場を事前に確保する。

※ 「避難所」は、必要に応じて適宜見直しを行う。

3. 輸送計画及び輸送経路

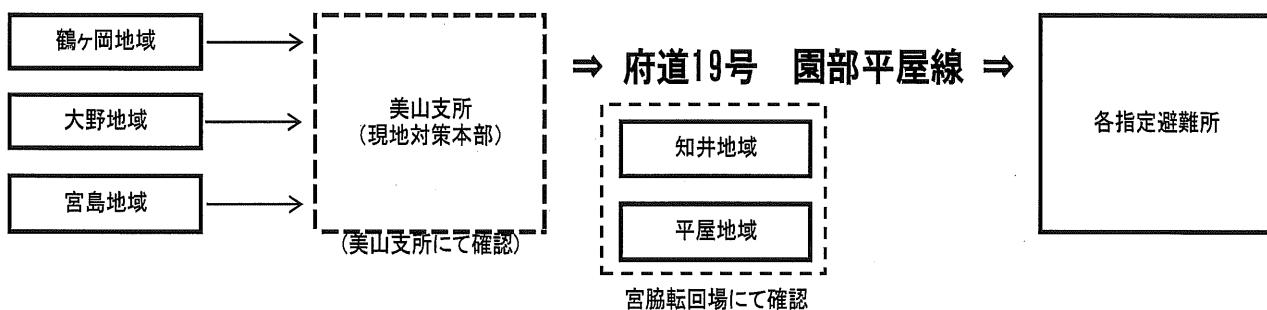
(1) 輸送計画

次の車両により、住民避難のための輸送を図る。

区分	台数	輸送人数	摘要
市営バス	15	605	
民間バス	25	1,030	災害時輸送協定締結
公用車（ワゴン車）	4	38	
公用車（マイクロバス）	3	76	
計	47	1,749	

避難の輸送は、多数の車両が避難地域等に集中するため、避難の優先順位、道路状況等を勘案し、別に定める「南丹市避難輸送計画（仮称）」を作成の上、事前に南丹警察署と協議の上、実施するものとする。

(2) 輸送経路



※ ただし、府道19号園部平屋線が何らかの事象によって通行不可能な場合は、他のルートを選定する。

《補完ルート》

- ▽ 国道162号を利用し、京都市右京区京北町から南丹市日吉町へ
- ▽ 府道綾部宮島線から国道27号、国道9号経由で南丹市園部町へ

(3) 保育所、学校施設からの輸送

在校園中において、原子力災害が発生し、「避難指示」が出されたときは、各保育所、小中学校、府立北桑田高校美山分校と連絡調整の上、園児、児童、生徒及び学校関係者を一旦、南丹市役所までバス輸送を行い、その後各地域の指定された避難所へ送り届ける。

4. 避難の誘導確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認について、下記の要領によるものとする。

- (1) 市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、南丹警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、園部消防署に対して、避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼する。
- (2) 市災害対策本部は、避難対象地域の緊急集合場所へ災害対策本部職員を派遣し、対象地域の区長及び消防団員と連携し、バス避難の住民と自家用車避難の住民を確認するとともに、バス乗車の氏名、世帯構成等人員を確認する。
- (3) 自家用車で避難する住民は、避難指示が発令された段階で、緊急集合場所に集合し、当該区長へ氏名、世帯人数を申し出るとともに、市の用意した車両とともに避難所へ避難する。
- (4) 対象各地域の避難完了の確認は、災害対策本部現地派遣係員と市消防団が班を編成し、戸別訪問の上、一戸ずつ確認する。
なお、避難対象地域の住民が外出等により避難未確認の場合は、「避難未確認リスト」を作成し、区長及び指定避難所係員に引継ぎ、安否確認を引き続き行う。
- (5) 避難の確認完了後、災害対策本部現地派遣係員は、本部へ「避難完了」の報告をする。報告を受けた災害対策本部は、警察署、消防署にそれぞれ避難完了報告を行う。

V 災害時要援護者に対する避難支援等

1. 在宅の要援護者の避難

(1) 情報共有機関及び避難協力機関

- ・京都中部広域消防組合園部消防署、各出張所
- ・南丹市消防団
- ・京都府南丹警察署
- ・南丹市社会福祉協議会
- ・南丹市民生児童委員
- ・各振興会、各行政区

(2) 要援護者の避難支援体制

「南丹市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要援護者の避難を支援する。

特に、在宅の要援護者は、避難誘導もケースバイケースと想定されることから、市災害対策本部が避難指示を出す段階で、市民福祉部は、輸送計画を担当する企画政策部と調整し、また情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な車両確保に努める。

2. 在宅の要援護者の状況

災害時要援護者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障害者トイレが必要」また「認知証による理解が苦手」等々、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なことが予想される。

このようなことから、市民福祉部は要援護者のニーズに合わせて、福祉避難所の開設や園部町、八木町、日吉町に立地する社会福祉施設等と調整し、要援護者の避難生活を支援する。

なお、地区別の状況は次頁のとおり。(データ人数は平成22年1月現在)

3. 外国人に対する避難支援

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成する。

災害時要援護者世帯及び人数

(平成 22 年 1 月現在)

地域名	世帯数 (世帯)	人数 (人)	備考
福居（山森）	6	9	
福居（熊壁）	8	10	
福居（脇）	5	5	
福居（庄田）	5	6	
盛郷（林）	4	4	
盛郷（上吉田）	8	9	
盛郷（田土）	8	14	
豊郷（洞）	11	12	
豊郷（名島）	4	6	
豊郷（神谷）	9	11	
豊郷（松尾）	11	20	
鶴ヶ岡（舟津）	2	4	
鶴ヶ岡（殿）	10	11	
鶴ヶ岡（川合）	6	7	
鶴ヶ岡（棚）	7	7	
高野（砂木）	6	8	
高野（栃原）	8	9	
高野（今宮）	1	2	
鶴ヶ岡 計	119	154	
南	12	16	
北	14	16	
中	11	13	
河内谷	9	13	
下	7	9	
知見	18	20	
江和	16	17	
田歌	12	15	
芦生	4	7	
白石	0	0	
佐々里	7	8	
知井 計	110	134	

地域名	世帯数 (世帯)	人数 (人)	備考
内久保	9	1 2	
大内	7	9	
荒倉	6	8	
深見	9	1 1	
長尾	5	5	
野添	6	8	
安掛	1 6	2 3	
上平屋	1 8	2 3	
下平屋	1 6	2 1	
又林	5	7	
平屋 計	9 7	1 2 7	
萱野	5	5	
大野	2 9	3 5	
川谷	1 0	1 2	
岩江戸	1 3	1 6	
肱谷	1 0	1 1	
小渕	7	7	
向山	7	9	
樺原	1 1	1 1	
音海	3	3	
大野 計	9 5	1 0 9	
原	1 0	1 3	
板橋	1 2	1 5	
宮脇	1 2	1 4	
下吉田	1 3	1 4	
島	1 9	2 2	
長谷	2 1	2 3	
上司	9	9	
和泉	2 1	2 8	
静原	2 1	2 2	
宮島 計	1 3 8	1 6 0	
合計	5 5 9	6 8 4	

4. 災害時要援護者施設の避難体制

(1) 災害時要援護者施設の状況

施設名	施設入所 人数(人)	所在地	緊急時 連絡先
(社) 美山育成苑	100	美山町小渕クボ 50番地1	75-1561
(福) 北桑会美山やすらぎホーム 特別養護老人ホーム	50	美山町島小栗栖山 13番地1	75-0847
(福) 北桑会美山やすらぎホーム 短期入所生活介護	20		
(福) 北桑会ケアハウス美山	30	美山町島小栗栖山 13番地	75-1670
(医) 財団美山健康会美山診療所	4	美山町安掛下 8番地	75-1113
(医) 財団美山健康会美山診療所 介護療養型老人保健施設			
(医) 財団美山健康会美山診療所 短期入所療養介護	15		
(福) 七野会 グループホームみやま	9	美山町高野素崎 14番地2	76-9027
合計	228		

(2) 災害時要援護者施設の避難

施設入居者の避難方法、避難先（受入先）について、南丹市が市内の関係施設と別途調整し、別に定める「南丹市災害時要援護者施設避難計画（仮称）」により定める。

VI 避難計画上の保育所、学校施設

1. 保育施設

施設名	所在地	保育の状況	電話番号
みやま保育所	美山町島島台 53 番地	0歳児～5歳児	75-0133
知井保育所	美山町中勘定 7 番地	1歳児～5歳児	77-0047

2. 教育施設

施設名	所在地	電話番号
知井小学校	美山町中勘定 10 番地	77-0016
平屋小学校	美山町安掛上ノ山 17 番地	75-1009
宮島小学校	美山町島島台 52 番地	75-0017
鶴ヶ岡小学校	美山町鶴ヶ岡宮ノ前 23 番地 2	76-0014
大野小学校	美山町三埜南畑 28 番地	75-0153
美山中学校	美山町静原桧野 10 番地 1	75-0027
府立北桑田高校美山分校	美山町上平屋梁ヶ瀬 9 番地 2	75-1129
府立北桑田高校	京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥 15 番地	075-854-0022

3. 学校等関係者の対応

在校園中において、原子力災害が発生した時、保育所長、各小中学校の校長は、市災害対策本部からの情報提供と指示に基づき、園児、児童、生徒及び教職員の安全確保を図り、教職員への事故状況の周知徹底、園児、児童・生徒数の確認、保護者への連絡等を優先して行う。

特に、市災害対策本部から屋内退避等の指示があった時は、所長、校長は、園児、児童・生徒及び教職員を校舎から外出させない措置をとり、市災害対策本部へ状況報告のうえ、園児、児童・生徒の帰宅は、別に指示あるまで保育所、各学校で待機させる。

また、園児、児童、生徒が在宅中の場合は、自宅、地域の避難行動をとる。

なお、原子力発電所の異常事象（事故等）により影響が想定されるとき、保育所、各小中学校、高校の具体的対応は次のとおりとする。

①重大なトラブル発生の通報が市にあったとき

- ・災害対策体制の設置及び市災害対策本部からの情報伝達。
- ・園児、児童、生徒及び教職員など関係者の確認。
- ・緊急でない電話の通話は控える
- ・有線テレビ、防災行政無線またマスコミによる情報にも注意する。
- ・状況に応じて、市災害対策本部との連絡調整し、保護者に迎えを依頼の上、保育所長、各小中学校の校長は、園児、児童、生徒を帰宅させる措置をとる。

②「屋内退避」の指示があったとき

- ・教室などの校舎内に退避させる。
- ・洗顔、うがい、手洗いを行う。
- ・ドア、窓は閉め、換気扇は止める。
- ・状況に応じて、市災害対策本部との連絡調整し、保護者に連絡の上、バス下校による自宅退避に移行する。

③「避難指示」の指示があったとき

- ・市災害対策本部から避難指示を連絡する。
- ・市災害対策本部が手配したバスに乗車させ、南丹市役所本庁へ輸送する。
- ・マスク、帽子、上着等を着用し、肌の露出が極力ないよう生徒等に指示する。
- ・園児、児童、生徒及び教職員等の安否を確認する。

4. 放課後児童クラブ時の避難行動

放課後児童クラブ開所中に、原子力発電所の異常事象（事故等）により影響が想定されるときは、児童在校中の対応に準じた避難行動をとる。

VII 仮設住宅建設候補地

原子力発電所の事故の終息の見込みが立たず、長期的な避難生活が予想されるときは、下記の候補地に仮設住宅の建設を検討する。

記

No	建設候補地施設名	建設戸数 (戸)	収容予定人数 (人)	面積 (m ²)
1	園部公園	700	2,800	49,000
2	園部城南町防災公園	60	240	4,500
3	園部新町公園	85	340	6,000
4	八木西地区コミュニティ公園	140	560	10,000
5	園部木崎町公園	55	220	3,900
6	園部城南町公園	25	100	2,000
7	園部小山東町1号公園	85	340	6,000
8	園部横田1号公園	20	80	1,500
9	園部横田2号公園	15	60	1,000
10	園部横田3号公園	15	60	1,000
11	園部横田4号公園	25	100	2,000
		1,225	4,900	

○仮設住宅建設にあたっては、公営住宅の空き部屋状況、民間の戸建て住宅及び集合住宅の賃貸等の申し出状況等を考慮し、かつ避難期間、避難世帯数等仮設住宅の必要性を総合的に検討する。

○仮設住宅に関する建設、入居等具体的な事項は、別に定める「仮設住宅建設・入居計画（仮称）」によるものとする。

VIII 医療体制の確保

「京都府緊急被ばく医療マニュアル【暫定版】」に基づき、次のとおり対応する。

1. 初期被ばく医療

避難時のモニタリングの数値により、被ばくの可能性があると判断される住民に対して、指定された被ばく医療機関に搬送するものとする。

《京都府南丹医療圏内の初期被ばく医療機関》

医療機関名	所在地	連絡先
公立南丹病院	南丹市八木町八木上野 25	0771-42-2510
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28	0771-86-0220
医療法人清仁会亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1-32-15	0771-23-0013
亀岡市立病院	亀岡市篠町篠野田 1-1	0771-25-7313

2. 救護所の開設

(1) 初動期

京都府南丹保健所と連携し、避難所に避難してきた住民のために、救護所を設置し、住民の登録、スクリーニング、簡易な除染、行動調査及び説明を行い、放射線被ばくと放射性物質による汚染の有無を調べ、医療機関への搬送決定等を行う。

なお、原則として避難者全員に救護所の通過を義務付け、その設置場所、実施体制は、別途京都府等の指示を受けるものとする。

(2) 安定期

継続した治療が必要な市民や常備薬の服用を日常からされている市民について、各避難所で避難所担当職員が確認を行い、市民福祉部が取りまとめの上、船井医師会の協力を得て、避難所の巡回検診の実施や各医療診察機関と連携し、医師の診察を受けれる環境を整えるものとする。

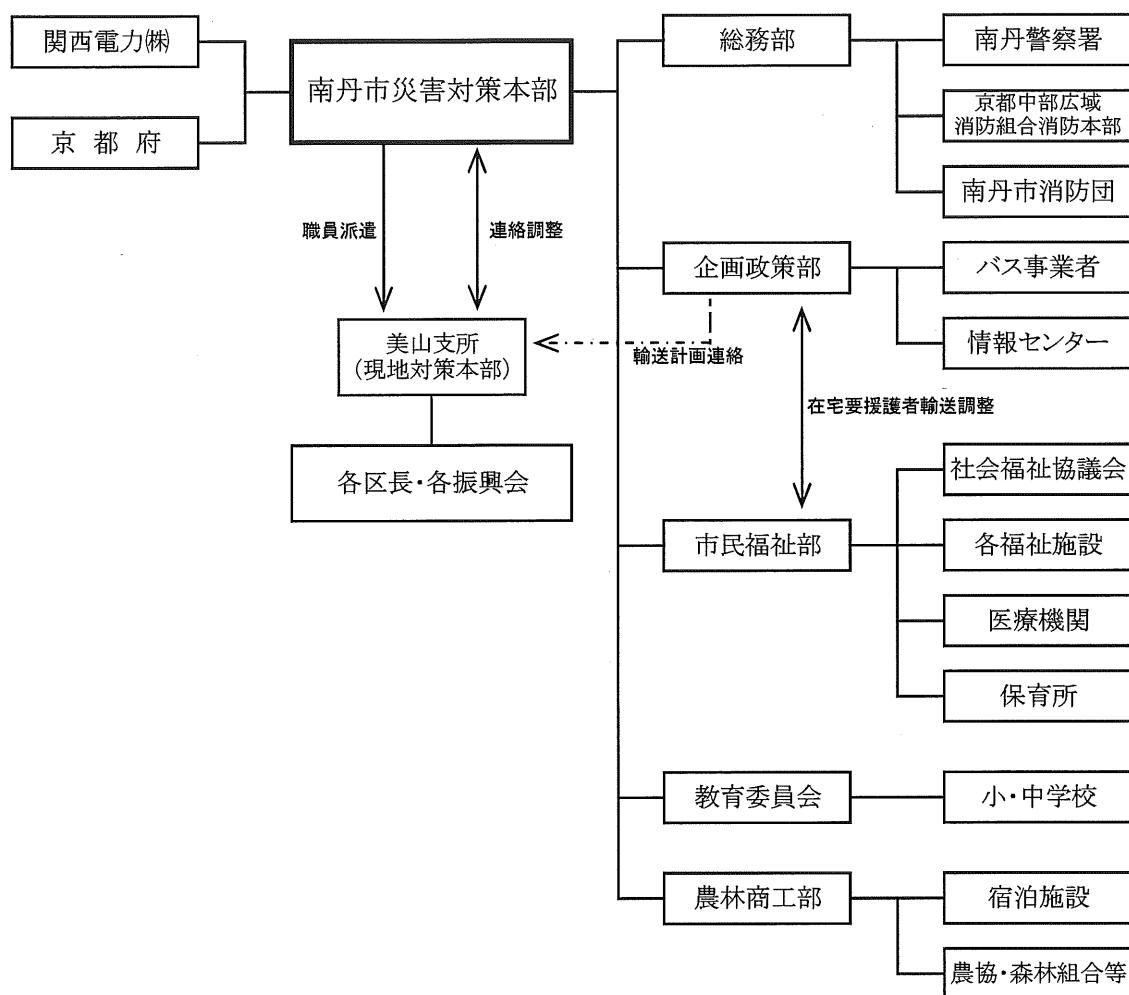
また、京都府南丹保健所と連携のもと、保健師を各避難所に派遣し、避難者の健康管理やストレスケアを行う。

3. スクリーニングの実施

原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着しているもののふるい分けを実施する。

IX 住民避難誘導体制

原子力発電所の事故により、南丹市長が災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域に避難指示を発令した場合は、市災害対策本部は、次の体制をとるものとする。



《避難誘導の際の確認事項》

- 災害対策本部から各区長、振興会への避難指示の連絡は、情報の錯綜、混乱を避けるため、美山支所を窓口とする。
 - 避難地域の住民を避難させるため、バスを当該地域に派遣する場合、企画政策部は、事前に市民福祉部と調整し、在宅の要援護者の状況を把握しておく。
 - 市民福祉部は、避難地域の在宅要援護者を安全に避難させるため、必要に応じて、南丹市消防団、社会福祉協議会などに避難支援を依頼する。
 - 現地へ派遣された担当職員は、避難指示の区域に、住民が残っていないか、区長や消防団と連携し確認する。

『南丹市災害対策本部の避難誘導体制』

災害対策本部	事務分掌	担当部署
美山支所部	①現地対策本部の設置 ②対象区長、地域振興会長へ電話連絡 ③災害対策本部との連絡調整 ④避難対象地域へ職員派遣 ⑤関係団体との連絡調整 ⑥美山支所の避難準備 ⑦府立北桑田高校美山分校（本校含む）への情報伝達 ⑧現地での警察、消防署等関係機関との確認	美山支所 地域総務課 健康福祉課 産業建設課
総務部	①南丹市災害対策本部の設置及び職員動員計画の作成 ②防災行政無線の放送 ③京都府、南丹警察署、園部消防署等関係機関との連絡調整 ④事故等の情報収集 ⑤オフサイトセンターとの連絡調整 ⑥関西電力㈱との連絡調整 ⑦美山支部への職員派遣 ⑧市消防団への避難誘導要請	総務部 総務課 財務課 税務課 監理課
企画政策部	①輸送交通機関との連絡調整 ②市民福祉部との調整（災害時要援護者対策） ③避難輸送計画の作成及びバス派遣 ④副市長のオフサイトセンターへの送迎 ⑤職員動員状況の把握 ⑥報道機関への対応 ⑦広報車による避難広報巡回 ⑧有線テレビの緊急放送 ⑨市ホームページ掲載（災害状況、避難状況等）	企画政策部 交通対策室 企画調整課
市民福祉部	①避難所開設及び避難所担当職員の割振り ②在宅災害時要援護者への避難支援及び状況確認 ③災害時要援護者施設避難計画の作成 ④災害時要援護者施設への避難指示及び連絡調整 ⑤各保育所への連絡、指示 ⑥市社会福祉協議会へ災害ボランティア要請準備 ⑦緊急時医療体制の確認、医療機関との連絡調整 ⑧京都府との連絡調整による救護所設置 ⑨医師会との連絡調整による市民の健康管理	市民福祉部 福祉事務所 保健医療課

災害対策本部	事務分掌	担当部署
市民福祉部	⑩京都府との連絡調整による緊急時モニタリングの実施体制の整備 ⑪犬、猫等ペットに対する対処指導 ⑫京都府福祉、医療、環境部局との連絡調整	環境課
農林商工部	①観光、宿泊施設との連絡調整 ②避難所開設に係る必要物資の確保 ③農作物の移動制限の対処 ④家畜等の対処指導 ⑤避難対象地域の避難完了確認（現地派遣）	農林商工部 商工観光課 農政課 農林整備課
土木建築部	①国道、府道の通行規制等情報収集 ②南丹警察署との調整による市道通行止措置 ③避難対象地域の避難完了確認（現地派遣） ④輸送バスの添乗による避難誘導 ⑤避難所への必要物資輸送 ⑥仮設住宅建設計画の作成	土木建築部 道路河川課 都市計画課 住宅課
上下水道部	①各避難所への給水活動 ②避難所での給水場所の設置 ③仮設住宅建設時の上下水道整備	上下水道部 上水道課 下水道課
教育部	①幼稚園、小中学校との連絡調整 ②避難所開設準備（市民福祉部と合同調整） ③学校施設の使用禁止措置 ④京都府教育委員会との連絡調整 ⑤避難児童、生徒の把握及び教育環境の確保	教育委員会 教育総務課 学校教育課 社会教育課
八木支所部	①避難所開設 ②広報車による避難広報巡回（美山支所管内）の派遣	八木支所 地域総務課 健康福祉課 産業建設課
日吉支所部	①第二次現地対策本部開設準備 ②広報車による避難広報巡回（美山支所管内）の派遣	日吉支所 地域総務課 健康福祉課 産業建設課
市消防団	①避難対象地域の住民避難誘導 ②避難広報の巡回	各支団

注) 上記事務分掌は、部単位で取りまとめているため、各課は部長等の指示により、柔軟かつ横断的に対応するものとする。

資料編

1 コンクリート屋内退避候補公共施設

2 関係機関連絡先一覧

3 避難に関する情報伝達

南丹市美山町宿泊施設一覧

4 避難誘導及び住民の輸送

輸送バス一覧

5 医療体制の確保

南丹市医療診療施設一覧

1 コンクリート屋内退避候補公共施設

施設名	所在地	面積(m ²)	備考
南丹市美山文化ホール	南丹市美山町島島台51番地	3,641	
美山基幹集落センター	南丹市美山町島往古瀬8番地	706	
美山中学校 校舎	南丹市美山町静原桧野10-1番地	2,614	
大野小学校 校舎	南丹市美山町三塙南畑28番地	1,918	
美山保健センター	南丹市美山町安掛下8番地	689	
美山農業振興総合センター	南丹市美山町安掛下23番地	1,234	
美山診療所	南丹市美山町安掛下8番地	1,469	
美山知井会館	南丹市美山町中上前82-1番地	966	

- ※ 放射性物質による被ばくをより低減するため、「屋内退避」から更に大きい遮へい及び
気密効果が期待できる「コンクリート屋内退避」が有効であるため、予測線量が比較的
高い場合で、避難する時間的な余裕がないときに活用を検討
- ※ 「予測線量」とは、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も
講じなければ受けとると予測される線量のこと。

2 関係機関連絡先

■ 南丹市

名 称	所 在 地	電話番号
南丹市役所本庁	南丹市園部町小桜町47番地	0771-68-0002
南丹市役所八木支所	南丹市八木町八木東久保29-1番地	0771-68-0020
南丹市役所日吉支所	南丹市日吉町保野田市野3-1番地	0771-68-0030
南丹市役所美山支所	南丹市美山町島島台51番地	0771-68-0040

■ 京都府

名 称	所 在 地	電話番号
南丹広域振興局 企画総務部総務室	亀岡市荒塚町1-4-1番地	0771-22-0422
南丹広域振興局 園部地域総務室		0771-62-0360
南丹保健所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21番地	0771-62-4751
南丹土木事務所		0771-62-0025
府民生活部 防災・原子力安全課		075-414-4475
文化環境部 環境・エネルギー局 環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4709

■ 警察・消防機関

名 称	所 在 地	電話番号
京都府南丹警察署	南丹市園部町上本町南2-5番地	0771-62-0110
京都中部広域消防組合 消防本部	亀岡市荒塚町1-9-1番地	0771-22-9582
京都中部広域消防組合 園部消防署	南丹市園部町上木崎町大將軍19-2番地	0771-62-0119

3 南丹市美山町宿泊施設一覧

No	宿泊施設	施設住所	宿泊可能数	備 考
1	料理旅館 枕川楼	美山町中	60	
2	いそべ旅館	美山町長尾	61	本館 17 別館 44
3	きぐすりや	美山町鶴ヶ岡	32	
4	いおり山荘	美山町音海	70	
5	ボリジ (BORIGI)	美山町江和	12	
6	江和ランド	美山町江和	50	
7	民宿 ハリマ屋	美山町佐々里	25	
8	八ヶ峰荘	美山町知見	20	
9	まるや	美山町中	20	
10	お宿 とみ家	美山町北	12	
11	かやぶきのお宿 またべ	美山町北	14	
12	民宿 久や	美山町北	13	
13	宿苑 勘兵衛	美山町内久保	15	
14	民宿 みやま	美山町長谷	120	
15	旬季庵	美山町三塉		1日1組
16	粹仙庵	美山町樺原		1日1組
17	百日紅	美山町上司	12	
18	京都美山さいふおん亭	美山町大野	12	
19	井栗小屋	美山芦生	5	自炊のみ
20	田歌舎	美山町田歌	14	シャワーのみ
21	美山ハイマートユースホステル	美山町小渕	13	
22	美山芦生山の家	美山町芦生	32	
23	自然文化村 河鹿荘	美山町中	78	
24	美山Futon&Breakfast	美山町島		1日1組
計			690	

4 輸送バス一覧

No	バス所有者	乗車人数(人)	台数	輸送人員	備考
1	南丹市	47	1	47	
2	南丹市	34	2	68	
3	南丹市	46	1	46	
4	南丹市	57	2	114	
5	南丹市	59	2	118	
6	南丹市	28	5	140	
7	南丹市	58	1	58	
8	南丹市	14	1	14	
	計	343	15	605	
9	(有)美山観光バス	27	2	54	民間
10	株式会社 京都みやび観光	61	1	61	"
11	株式会社 京都みやび観光	54	1	54	"
12	株式会社 京都みやび観光	28	3	84	"
13	京阪京都交通株式会社	54	10	540	"
14	(有)中京交通	40	1	40	"
15	(有)中京交通	45	1	45	"
16	(有)中京交通	28	4	112	"
17	(有)中京交通	20	2	40	"
	計	357	25	1,030	
18	市有マイクロバス(八木支所)	28	1	28	
19	市有マイクロバス(日吉支所)	24	1	24	
20	市有マイクロバス(教育委員会)	24	1	24	
	計	76	3	76	
計		776	43	1,711	

5 南丹市医療診療施設一覧

No	施設名	施設住所	電話番号	備 考
1	(医財)美山健康会 美山診療所	美山町安掛下8	75-1113	
2	(医財)美山健康会 宮島診療所	美山町静原森ヶ下14-1	75-0272	
3	林健センター診療所(市直営)	美山町鶴ヶ岡糸迦堂前14-1	76-0201	
4	大萱医院 美山分室	美山町中上前69-1	77-0213	
5	中西耳鼻咽喉科美山分院	美山町内久保山ノ神-6	77-0833	
6	荒木歯科医院	美山町静原森ヶ下14-1	75-0271	
7	みやま岡田歯科医院	美山町中上前83 知井会館1F	77-0010	
8	藤岡五ヶ荘診療所	日吉町四ツ谷堂中25	73-0203	
9	藤岡五ヶ荘第2診療所	日吉町田原東雲2-23	72-1014	
10	(医)吉田医院	日吉町殿田尾崎8	72-0022	
11	胡麻佐野診療所	日吉町胡麻才ノ本4	74-0022	
12	明治国際医療大学附属病院	日吉町保野田ヒノ谷6-1	72-1221	
13	鈴木歯科医院	日吉町胡麻的場1-1	74-3418	
14	(医)丹医会 園部丹医会病院	園部町美園町5号8-7	62-0515	
15	(医)川西診療所	園部町宮町36	62-0139	
16	(医)仁丹医院	園部町河原町4号13	62-0234	
17	廣野医院	園部町若松町115	62-0218	
18	富井内科医院	園部町横田3号151	68-2550	
19	南八田診療所	園部町南八田繩手27-1	65-0048	
20	高屋こども診療所	園部町小山東町平成台1-5-1	68-1155	
21	(医)吉田小児科内科医院	園部町上木崎町寺ノ下27-8	63-1458	
22	石川耳鼻咽喉科医院	園部町栄町1号15-8	62-0212	

No	施設名	施設住所	電話番号	備 考
23	げんの耳鼻咽喉科医院	園部町上木崎町寺ノ下27-1	68-1313	
24	さとう眼科医院	園部町木崎町土手下5-6	63-1806	
25	京丹アイクリニック	園部町上木崎町寺ノ下27-1	63-5511	
26	(医)ひまわり会 河野歯科医院	園部町横田4-22	63-1322	
27	高屋歯科医院	園部町本町22	62-0144	
園 部 町	(医)ムネカワ歯科	園部町上本町南2-18	63-0819	
	村井歯科医院	園部町美園町6-13	63-0348	
	元村歯科医院	園部町栄町3号14-5	63-1156	
	山田歯科医院	園部町若松町3番地	62-0019	
	大町歯科医院	園部町上木崎町大將軍19-1	68-2217	
	寺澤皮膚科医院	園部町美園町6-19-2	86-8181	
34	公立南丹病院	八木町八木上野25	42-2510	
35	きむら診療所	八木町西田北條30-2	43-0860	
36	坂井医院	八木町八木東久保20-1	42-2531	
37	福井医院	八木町船枝半入33-1	42-4723	
八 木 町	山田医院	八木町八木鹿草34	42-2306	
	神吉診療所	八木町神吉西河原16	44-0355	
	石原医院	八木町八木鹿草89	43-2800	
41	(医)みどり会 嶋村歯科診療所	八木町八木野條33	42-5897	
42	(医)兼仁会 秋田歯科	八木町八木西町裏13	42-2345	

南丹市原子力災害住民避難計画

平成24年3月作成

南丹市原子力災害住民避難計画は、南丹市地域防災計画（原子力防災対策編）と連動し、国の防災指針、指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。